

「三重県 G 7 交通大臣会合推進本部（仮称）」の設置について

令和 4 年 9 月 20 日

雇 用 経 済 部

1 設置目的

2023 年に本県において開催される G 7 交通大臣会合の円滑な開催に向け、各部局との連携、総合調整を図ることを目的とする。

2 三重県 G 7 交通大臣会合推進本部（仮称）の所掌事項

推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- ・ G 7 交通大臣会合の円滑な実施を図るための総合調整に関すること
- ・ その他 G 7 交通大臣会合の推進に必要な事項に関すること

3 推進本部の組織体制 ・ ・ ・ **別紙 2**

推進本部の組織体制は、次のとおりとする。

（1）推進本部

- ア 構成員：本部長、本部長代理、副本部長、本部長
- イ 議 題：推進本部の所掌事項に関する意思決定

（2）幹事会

- ア 構成員：幹事長、幹事
- イ 議 題：推進本部に提案する事項
各部局等の施策について相互に調整を要する事項

（3）委員会

必要に応じて設置する。

（4）事務局

雇用経済部内に設置予定。